

# 社会福祉法人筑紫会 役員等報酬規程

## (目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人筑紫会（以下「当法人」という）定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

## (報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等（理事長及び常務理事並びに施設長等使用人理事）については、勤務形態、給与、退職手当など就業規則の適用を受けるため、報酬に関するものを除き、本規定の適用対象外とする。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

## (常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1～2に定める範囲内の額
- (2) 通勤手当については、職員給与規程第15条の規定に準ずる額
- (3) 職務のため交通費等経費が発生した場合の費用は、旅費規程第5条の規定に準ずるものとする。
- (4) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程第6条の規定に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表3に定める額
- (2) 職務のため交通費等経費が発生した場合の費用は、旅費規程第5条の規定に準ずるものとする。
- (3) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規程第6条の規定に基づき旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

## (各常勤役員の報酬額の決定)

第5条 本規程第2条に定める常勤役員個々の具体的な報酬金額については、理事会において決定する。

## (報酬等の支給方法)

第6条 常勤役員等に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める

時期とする。報酬については、職員給与規程に準じた日とする。

- 2 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議等に参加した都度、支給する。
- 3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときは、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。

- 2 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- 3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第8条 この規定により、1円未満の端数が生じたときは、これを1円に切り上げる。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、規程管理規程別表2の定めにより、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月18日より施行する。

別表1 (常勤役員の報酬上限額)

常勤役員の報酬は、役員手当として支給するものとし、①民間事業者の役員の報酬、②職員の給与、③法人の経理の状況等を基準として算定し、一人当りの上限額を以下のとおり定める。

一人当たりの年間報酬（役員手当）上限額	3,600,000円
---------------------	------------

別表2 (常勤役員の役位による報酬上限額)

常勤役員個々の年間報酬上限額については、役位により以下の基準により決定する。

使用人兼務理事長の年間報酬（役員手当）上限額	3,600,000円
使用人兼務常務理事の年間報酬（役員手当）上限額	2,400,000円
使用人兼務理事の年間報酬（役員手当）上限額	1,500,000円

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 評議員

区分	日額
評議員会への出席や法人業務等のための出勤	12,000円

(2) 理事

区分	日額
理事会等会議への出席や法人業務等のための出勤	12,000円

(3) 監事

区分	日額
監事監査等への出席や運営指導等の立会い	20,000円
理事会等会議への出席や法人業務等のための出勤	12,000円

別記1 役員等の報酬の支給基準

常勤役員の報酬は、役員手当として支給するものとし、①-(1)民間事業者の役員の報酬、①-(2)茨城県知事の報酬、②職員の給与、③法人の経理の状況等を基準として別表1、2、3に記載のとおり、算定するものとする。

①-(1)民間事業者の役員の報酬平均

企業規模（資本金）	役員平均年収
資本金 2000 万円未満	543 万円
資本金 2000 万円以上 5000 万円未満	752 万円
資本金 5000 万円 1 億円未満	1037 万円
全体	613 万円

出所：国税庁「民間給与実態調査」平成 25 年度データ

企業規模（従業員数）	役員平均年収
従業員 300 人未満	3,109 万円
従業員 300~999 人未満	4,043 万円
全体	4,381 万円

出所：一般財団法人 労務行政研究所：労政時報「役員報酬・賞与等の最新実態」平成 25 年度データ

①-(2)茨城県知事の報酬

平成 28 年度 茨城県知事報酬月額	1,139,000 円
平成 28 年度 知事報酬月額×15	17,085,000 円

②常勤職員の給与（平成 29 年 4 月度平均額）

算定年月	常勤職員の給与平均月額	常勤職員の給与平均年額
平成 29 年 4 月度	270,000 円	3,947,445 円

③法人の経理の状況等

平成 28 年 3 月度決算における事業活動計算書の経常増減差額及び経常増減差率

決算年度	経常増減差額	経常増減差率
平成 28 年 3 月期	108,186,380 円	20.8%